

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 地域交流部 国際課

法令名	旅券法			法令番号	昭和28年法律第267号		
手続名	一般旅券発給申請中、住民票が国内にない人（一時帰国者）の申請			根拠条項	第3条第1項第6号		
審査基準	※ 『一般旅券に係る各種処分に関する審査基準について（平成27年5月18日改定）』中、「1. 一般旅券発給申請時の提出書類（2）」のとおり						
	受付機関	市町	処理機関	国際課	交付機関	市町	標準処理期間（当該期間 6日 には受理日を算入することとし、閉庁日を含めない） 標準経由期間 日